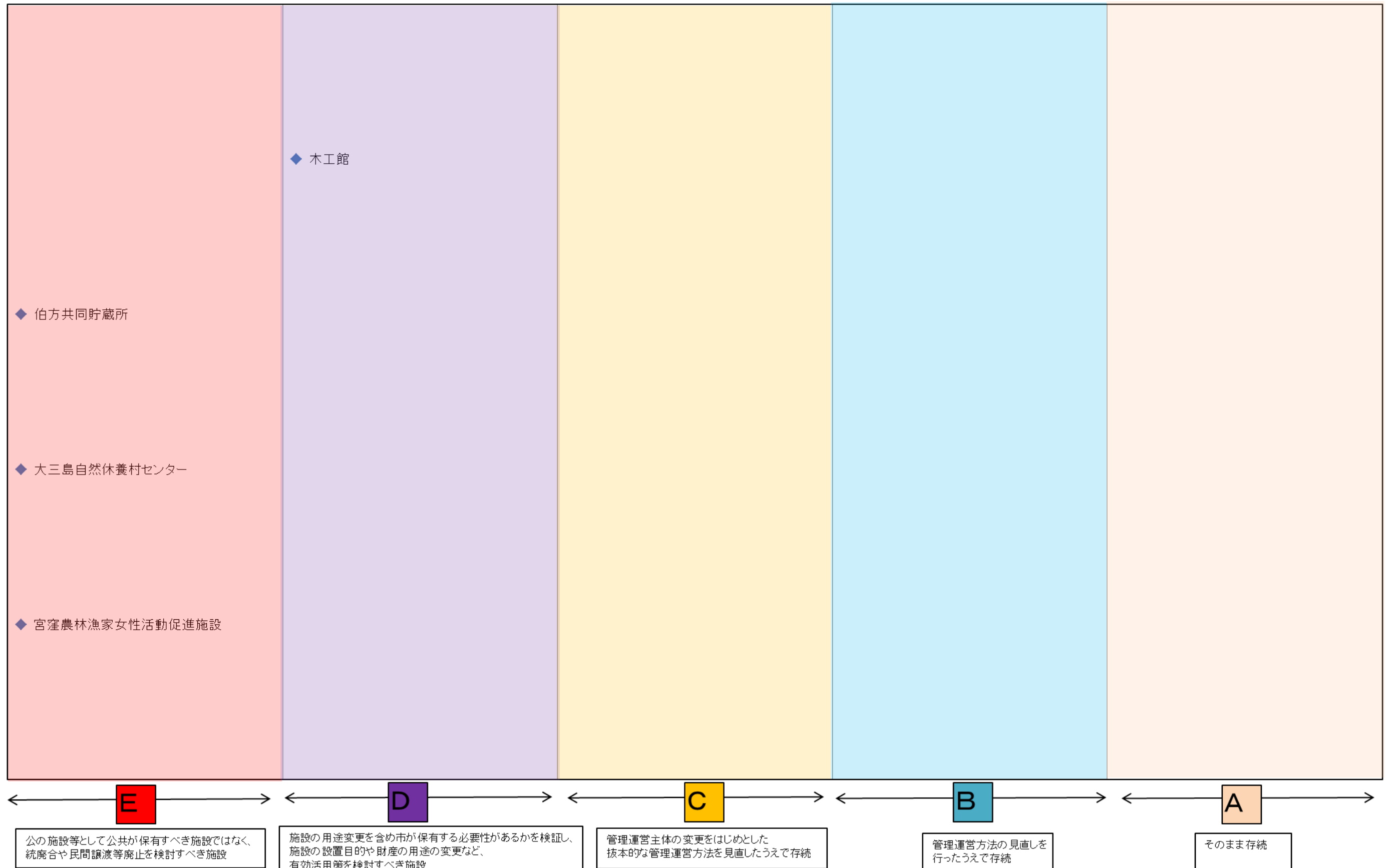


公の施設等評価及びあり方方針(グループ別)【産業振興施設】 42その他の農林振興課所管施設



【42 その他の農林振興課所管施設】

評価の概要

『その他の農林振興課所管施設』は、①地域特産品生産加工施設を設けることにより、農漁家所得の向上と雇用の拡大を図るとともに、都市との交流を目指すことを目的として設置された「宮窪農林漁家女性活動促進施設」、②訪れる観光客の利便性を図ることを目的として食堂及び直売所を設置した「大三島自然休養村センター」、③地域の農業経営の安定と農家経済の向上に資することを目的として設置された「伯方共同貯蔵所」、④木材産地である地域の木材加工・利用技術の継承を目的として設置された「木工館」からなるグループです。

「宮窪農林漁家女性活動促進施設」については、食堂はスポーツ大会等の実施日に利用が偏っており、加工場においては、年間数回の利用しかありません。また、「大三島自然休養村センター」については、既に閉鎖されており、「伯方共同貯蔵所」については、特定の個人利用であり、老朽化も進んでいます。よって、民間譲渡又は廃止を検討すべき施設として、総合評価結果は「E」評価となっています。